

低地ポンプ助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市水洗便所等改造資金助成条例施行規程（平成26年4月1日西宮市上下水道局管理規程第17号、以下「規程」という。）第2条の2第1号の規定によるポンプ施設の設置工事に要する費用の助成について、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となるポンプ施設は、ポンプの口径がφ50mm以上、ポンプ槽の容量が時間当り平均汚水量の3倍以上なければならない。

(助成金の申請)

第3条 ポンプ施設の設置工事に要する費用の助成金の申請に当っては、助成規程第3条に規定する水洗便所等改造資金助成申請書に「ポンプ施設工事費内訳書」を添付しなければならない。

(浄化槽等の改造)

第4条 既設の浄化槽等を改造してポンプ施設として使用する場合は、その改造費をポンプ施設の設置工事に要する費用とみなして助成の対象とすることができる。

付 則

この要綱は、平成11年4月14日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。